

# 第8回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和3年4月30日（金） 自 午後 3時01分  
至 午後 4時57分

第2 場 所 法務省赤れんが棟3階「第五教室」

第3 議 題 1. 開会  
2. 第1フェーズの推進のための規律の見直し等について  
3. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○渡邊参事官 それでは、定刻となりましたので、第8回ODR推進検討会を開会させていただきます。

ゴールデンウィークのはざまにもかかわらず御参加いただき、ありがとうございました。また、緊急事態宣言を受けまして、急遽ウェブ会議による参加へ御変更いただいた方々につきましても御協力を感謝いたします。この会議での発言方法につきましては、これまでと同様に挙手機能等を活用していただければと思います。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

私の声は聞こえていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

今、渡邊参事官からもありましたけれども、連休のはざまに御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 本日の資料は、資料1の「第8回ODR推進検討会資料」と題するもののみとなります。

この資料1の1ページを御覧ください。本日はODR活性化検討会におきましてマトリックス形式で示されましたODRの進行フェーズのイメージのうち、ADRの第1フェーズを中心に御議論を頂きたいと考えております。このADRの第1フェーズでは、比較的導入が容易なITの活用として、電子メールでの申立て・資料提出、それから、テレビ・ウェブ会議の活用といったことが挙げられております。そこで、この検討会でもそのような場面を想定いたしまして、電子メールによる申立て・資料提出、それからウェブ会議等の活用、さらには事務所における掲示義務、こういった三つの論点をテーマとして取り上げ、これらのテーマについて御議論いただくとともに、第1フェーズに関するその他の論点として他に検討すべき論点があれば御提示いただきたいと思いますと考えているところでございます。

なお、この資料の中には認証ADR機関の規程例を幾つか記載しておりますが、これは飽くまで一例として作成したということでございまして、それ以外の規程例が排除されるという性質のものではございません。また、記載のように規程を整備すれば足りるというものでもございまして、各ADR機関において構想される具体的な手続を踏まえまして、規定ぶりを更に検討していただく必要があろうかと考えておりますので、この点も御留意いただければと思います。

続きまして、2ページを御覧ください。電子メールによる申立て・資料提出につきましては、第1の1から3までにそれぞれ記載していますとおり、民間紛争解決手続の実施について、当事者に対する通知、申立て、主張や資料等の提出に電子メールを活用することは、現行法上も許されているものと解されます。各ADR機関において、こうした場面で電子メールを活用する場合に、その手続的な規律としてどのような規程を設けることが考えられるのか、その一例としてお示しした規程例を題材として御意見を賜りたいと考えております。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。ウェブ会議等の活用でございますけれども、この第2の1に記載しておりますとおり、民間紛争解決手続の標準的な手続の進行として、手続や期日における手続の進め方などについて定めを置く必要がありますけれども、ウェブ

会議等により手続を実施することは現行法上も許されているものと解されております。もっとも、多くの認証ADR機関におきましては、いわゆる対面型の手続を採用した上で、手続的規律を設けて規程類を整備されているものと認識しております。今後こうした手続に加えまして、新たにウェブ会議等を活用した手続を導入する場合には、その手続的規律を設ける必要があるだけでなく、これまでの規律との関係も整理した上で、改めて規程類を整備する必要が生ずることになるかと思われまます。取り分け対面型の手続では、所定の場所への当事者の出頭を前提として、例えば出席ですとか同席、別席、あるいは調停場所に関する概念整理をされてきたところではないかと思われまますので、こうした概念を再度整理することが必要と思われまます。そして、再整理された概念を基に規程類を整備する必要がありますけれども、どのように整備すべきか御苦労も多いとお聞きしているところでございますので、一例としてお示した規程例を題材として皆様の御意見を賜りたいと考えております。

また、第2の2に記載してありますとおり、認証紛争解決手続をウェブ会議等により実施した場合には、その旨を手続実施記録に記載する必要があります。そのための規律を設けて規程類を整備することになるかと思われまますので、併せて一例としてお示した規程例を題材として御意見を賜りたいと存じまます。

説明は以上になります。

○**垣内座長** どうもありがとうございました。

そうしましたら、資料1の今御説明いただいた9ページまでの部分につきまして、御意見あるいは御質問のある方は御発言を頂ければと思われまます。発言を御希望の方は挙手を。

佐成委員、お願いいたします。

○**佐成委員** 佐成でございます。一つだけ確認です。この規程類なんですけど、特に出典というか、どこの規程とか、どの認証ADR機関の規程というふうには書いていないんですけれども、どのような基準で選択されたかということを一応、念のため御説明いただけますでしょうか。

○**垣内座長** では、事務局からお願いいたします。

○**豊澤部付** 司法法制部の豊澤の方から説明させていただきます。皆様、音の方は聞こえておりますでしょうか。

これについて、特定のADR機関の規程例をそのまま記載したというわけではなく、これまで変更認証に当たっての複数のADR機関から規程例の案文を頂いて、我々の方とやり取りさせていただくということをしていたんですけれども、そのやり取りのいろいろな部分を重ねて集めたような形で一つ、一例として挙げさせていただいているものでございます。ですので、特定の機関の規程をそのまま記載したというわけではないのですが、我々が規程例を見ていた中の最大公約数というようなものになっております。

○**垣内座長** 佐成委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○**佐成委員** 結構です。ありがとうございます。

○**垣内座長** 特定の機関の規程そのままということではなくて、典型的なものとして事務局で集約されたものということかと思われまます。

では、ほかに御発言の御希望はおありでしょうか。

電子メールで通知を行うということ、それから、ウェブ会議等で手続を実施するということに関してですけれども、基本的には現行法上も許されるという整理を前提として。

上田委員，御発言を御希望でしょうか。お願いします。

○**上田委員** ありがとうございます。第1の電子メールの部分について，ODRにおいて担保すべきセキュリティーに関する総論的な意見と，それから，電子メールについての各論的な意見を申し上げたいと思います。

現在，民事訴訟法の改正作業におきましても，裁判所と当事者間の電子的な通信手段について議論があります。訴訟手続において用いられるITシステムは，訴訟法の方は当面，裁判所が実装運用する予定と理解しておりまして，そのセキュリティーレベルも裁判所が適切に判断する必要があるかと思えます。もしそこに規範的要請があれば，法律や最高裁規則などで定めを置く可能性も考えられます。

これに対して，ADR又はODRでは，用いられるシステムのセキュリティーレベルを各ADR機関が適切に定めて，そのシステムの導入や運用をしなければならないと思います。しかし，ADR機関ごとにシステムのセキュリティーレベルがばらばらであるということは余り望ましくありませんし，特に認証ADRであれば，そこにはガイドライン等で一定の最低基準のようなものを定めてもよいのではないかと考えております。ただ，その具体的な中身につきましては，私も余り理解しておらず，必要に応じて，例えばサイバーセキュリティーの専門家に御意見を頂くなどの機会があればと考えております。

以上が総論的な意見でして，続いて各論として，では電子メールという手段はどうかと考えますと，私の理解では，電子メールの最も原初的なプロトコルでは，通信の暗号化等の面でセキュリティーレベルは必ずしも高くはないと理解しております。元の議論がADR法6条6号の「相当な方法」の具体化なので，そこには多様な在り方があり得て，電子メールだけを想定しているわけではないと思えますけれども，ITの技術も日進月歩ですので，現時点においてガイドラインの主たる例示として電子メールを挙げることに，個人的には若干の違和感があります。もっとも，では何を書けばという代替策について定見があるわけではないので，この機に御検討いただければという程度の趣旨です。

それと関連しまして，3ページの「到達確認措置付き電子メール」につき，こちらはADRの利用者が利用しているメーラーに応じて対応できる場合とできない場合があると理解しておりまして，現在のガイドラインの電話確認や受信確認メールの例示もそのための苦肉の策ではないかと推測しておりますので，この点は御記載について，必要であれば御工夫を頂ければと考えております。

以上です。どうも失礼しました。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。セキュリティーのレベルについて，最低限の基準というもの示していく必要があるのではないかとということ，また，その際にはセキュリティー，あるいはそうした方面の専門家の知見を活用する必要があるのではないかとのお話，また，電子メールについて御指摘のセキュリティーの面で課題があるのではないかとということから，他の連絡方法等も含めて更に幅広く検討していく必要があるのではないかと，それから，最後は3ページは，確認措置に関して，到達確認措置付き電子メールというのが，これは事務局に確認ですけれども，ここで書かれている到達確認措置付き電子メールというのは何を指しているということになりますでしょうか。

○**豊澤部付** すみません，こちら，到達確認措置付き電子メールは，法第6条第6号のガイドラインに，「若しくは通知の相手方に到達した旨及びその日時を確認することのできる内容

の電子メールを通知の相手方から受信する方法」との記載がガイドラインにございまして、このような電子メールの方法を認識して作成しました。

○**垣内座長** 2 ページの方の関係規律の二つ目の・の中ほどのところで、要は、到達の事実、日時を電話等により確認し、その旨を適切に記録化する方法若しくは通知の相手方に到達した旨及びその日時を確認することのできる内容の電子メールとあるんですけども、今の御説明というのは「若しくは」の前も含んでいるのでしょうか、その後だけなのでしょうか。

○**豊澤部付** 我々の方で実は厳密に詰め切れているところではないところをございまして、到達確認措置付き電子メールという単語を使うのであれば、その前のところにきちんとした定義規定を置いて、今の御指摘を受けまして、前段の部分も含むのかどうかということもきちんと整理して記載する必要があると考えております。

○**垣内座長** 分かりました。ありがとうございます。いずれにしても、この到達確認措置付きというのが電子メールの機能として、受領しましたということが確認できる機能というのがあるかと思えますけれども、そういうものだとすれば、それは対応できる場合とできない場合があるのではないかというのが上田委員の御指摘かと理解しましたけれども、様々な場合に対応して考えていく必要があるということかと思えます。どうもありがとうございます。それでは、ほかに委員の先生方から御発言がありますでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

出井委員、お願いします。

○**出井委員** 出井です。今の上田委員の御意見ですが、私もそもそもテクニカルなことがあまり得意ではないので、分からないのですが、まず、もちろんセキュリティーのことに配意して、場合によっては何らかの最低基準を置くというのは、十分それは検討に値すると思えます。というか、検討しなければいけないことであると思えます。

一つ、今おっしゃった到達確認付き電子メールですか、これが何を意味するのかというのが、実は多くの方が使っているメールソフトでもそれに類する機能は既に付いていると思うのですが、その到達という意味が、相手方のサーバーにリーチしたということでのよいのか、それとも開封したということまで必要なのか、そのあたりのところがちょっと私もわかりません。そもそもこういう質問をすること自体が的外れなのかもしれませんが、そのあたりも問題になるのではないかと思います。必ずしも今の段階で詰める必要はないと思えます。

それから、上田委員の御意見の中で、電子メールというのを例示するのはいかがなものかという御意見があつて、ただ、代替案はお示しにならなかったんですが、もし電子メールというのを例示で挙げないとすると、これはかなり大幅な、いろいろなところに電子メールというのが使われていますので、恐らく既に改正されている各機関の規程でも電子メールというのが使われていると思えますし、かなり大変なことになるのではないかなという気がしました。正に代替するものとして何を想定するのかによりますけれども。この点に関して、今、検討が進んでいる裁判IT化の方の会議では、このあたりの書きぶりはどうなっているのでしょうか。これは上田先生にお聞きした方がいいですかね。

○**垣内座長** 今の御質問の趣旨は、上田委員から何かあれば、お願いしたいと思えますが。

○**上田委員** 御意見ありがとうございます。民事訴訟法の改正作業において、セキュリティーについてどのぐらい議論が進められているかということですけども、総論的に、ファイル形式等についての議論はあるものの、セキュリティーそのものずばりについて、具体的にど

のぐらいの強度で暗号化すべきとか、そういう点については議論がなされていないと理解しております。私の理解する限りでは、裁判所が導入を予定する、いわゆる事件管理システムは、ブラウザ上で操作するウェブ上のサービスになる予定のようです。ブラウザ上のサービスですと、HTTPSといいますか、通信全体を暗号化する仕組みや、その他様々なセキュリティ確保の手段が採用可能ですので、恐らくそういうものを使っていくのではないかなと思われまふ。これに対して、電子メールのプロトコルは、もともとがそういう暗号化等をしなくても一応、メールの送受信はできてしまうので、そこに若干差があるのではないかなという問題意識でした。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

出井委員の方からお続けになる点がありますでしょうか。

○**出井委員** ありがとうございます。取りあえずは結構です。

○**垣内座長** ありがとうございます。出井委員の御発言の前半で、そもそも到達というのが何を意味するのかということに関して御指摘がありましたけれども、これは事務局から御説明いただいた方がいいかもしれませんが、資料の2ページに示されている1の関係規律というところの二つ目の・で、ガイドラインの紹介がされておりますけれども、一応、現在のガイドライン上は、4行目でしょうか、「通知の相手方に到達（相手方が当該メールを受信した上、開封することをいう）」という説明というか、定義がされていて、そういう前提で整理がされているということで、ここはよろしいでしょうか。

そのような理解ですね、到達についてこのように理解することが、例えば民事裁判における送達の規律などとの比較においてどうかといったような御議論は、更にあり得るところかもしれないけれども、一応その到達について、現行の法令と申しますか、ガイドラインはそういう理解で整理がされているということかと思ひます。

それから、後半については、既に上田委員からも御発言を頂きましたけれども、あるいは上田委員の御発言の趣旨としては、現在、電子メールでの通知等ということで検討が今日の資料でされているところですが、例えば民事裁判の場合ですと、先ほどもメンションがありました事件管理システムというものの中で、システム上で情報のやり取りをするということで、そのシステムのセキュリティーの問題ということで第一次的には把握されるということかと思ひますけれども、今後、ODR、ADRの世界でもそういった事件管理システムを含むようなADRを実施するためのプラットフォームみたいなものが仮に普及していくといたしますと、そうしたシステムの仕様としてどういったものが必要なのかといったようなことで、そのシステムに乗った場合には、今度は電子メールは、通知があった旨のお知らせは電子メールで来るかもしれないけれども、通知そのものはそのシステムにログインして見るというようなことも考えられるかもしれないので、そのあたりもさらに、もしかすると問題になってくるのかなという感想をちょっと持ったところです。どうもありがとうございます。

そうしましたら、ほかに何か更に御発言がおありでしたら、頂きたいと思ひますが。

小澤委員、お願いいたします。

○**小澤委員** ガイドラインの2の(8)にあるように、具体的な請求内容が固まる前段階の申立ても許容され得る制度設計が可能というところが裁判所の手続と大きく異なる点ともいえ

と考えておりました、この点に着目した制度設計が考えられないかなと思っています。例えば、相談フェーズとの連続性を考えると、SNSで相談をしている場合に、そのSNSのメッセージ機能を使った申立ても考えられるのではないかなと思っています、そうすると利便性が高まるのではないかなと考えました。

2点目は、メールではなくてメール等となっていますので、どのようなものを想定されているのかということは少し分からないところはあるのですが、例えば、申立て専用のフォーマットを認証ADR機関のウェブサイトに構築するなどということも考えられるのではないかなと思いました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。前半の御発言は、ガイドラインの2の(8)に関する御発言ということでよろしかったでしょうか。

○小澤委員 そうです。

○垣内座長 法第6条第8号関係の、ですかね。それで合っていますかね。大丈夫ですね。分かりました。

今の御発言について、何か事務局から御発言等ありますか。

○豊澤部付 まず、今の小澤先生から御指摘がありましたガイドラインの2の(8)というのは、従前、事務局の方から法律と施行令、施行規則、ガイドラインを一行に並べたPDFファイルをお送りしているかと思えますけれども、そちらの175ページの(8)の2段落目のところの記載についての御指摘かと思えます。おっしゃるとおり、通知の問題については基本的には法6条6号においては相当な方法で足りるということでされており、電子メールというのは飽くまで一例でございますので、今言ったような、プラットフォームから通知するであるとか、SNS等の機能を使った通知も、それが相当な方法と認められるのであれば、認められるのだらうと考えております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

小澤委員、よろしいでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

今挙手をされていらっしゃるの国民生活センターでいらっしゃいますか。川口委員でしょうか。川口委員、お願いいたします。もしかすると今、声が聞こえていない、ミュートになっていますでしょうか。

○川口委員 すみません。川口でございます。今の小澤委員の御発言に関連してですが、資料の提出に関しまして、プレADRフェーズと紛争解決フェーズとの間で連携を図ることができると、申請者や手続実施者の負担軽減につながるのではないかなと思われます。国民生活センターの紛争解決委員会に申請される事案の約8割が消費生活センターを経由したものとなっております、プレADRとの連携を密にすることでADRの利用者の負担軽減と各機関のリソースの有効活用につながっております。認証ADR制度においては、各フェーズ間の連携については課題があることは本検討会でも指摘されてはありましたが、デジタル化がされますと、資料の共有について更に利便性の向上になると思われて、ODRの大きなメリットの一つになると考えます。

これまでの経験を踏まえまして、議論の御参考になればと思い、共有させていただきます。

た。以上でございます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。相談段階との連携の重要性について、小澤委員に引き続き御指摘を頂きまして、また、オンラインの特性を生かすことによって情報のやり取りも円滑にできるのではないかとといった観点からの御指摘を頂いたかと思えます。どうもありがとうございます。

ほかに、どなたか。今、川口委員の方で挙手されていますのは、先ほどの挙手が残っているものでしょうか。

○**川口委員** そうです。先ほどのが残っているものです。大変失礼しました。

○**垣内座長** それでは、ほかの委員の先生方から何かさらに御発言がございますでしょうか。

これまでの9ページまでのところにつきまして、今、メールでの申立て等に関する点を中心に御発言を幾つか頂いておりますけれども、ウェブ会議の利用等も含めまして、さらに何か御発言がございますでしょうか。特段、ここまでのところは。

では、山田委員、お願いいたします。

○**山田委員** 山田でございます。ありがとうございます。まず、今お話が少し出ました、申立てにおける専用プラットフォーム等の利用ということですが、これはODR活性化検討会においては第2フェーズで検討しようというお話だったかと思えますけれども、この検討会においては今後また議論するということがどうかということをお伺いできればというのが第1点です。

それとはまた別に、ウェブ会議の実施に関してで、少し細かいこともあるのですが、大前提として2点、総論的なことでございます。1点は、このようなウェブ会議を使うことが当事者の利便性であるとか、あるいはADRに対する期待との関係でそこが生ずる可能性がありますので、具体的な事案においてウェブが適当か、それとも電話その他の方法が適当か、あるいは場合によってはチャットなども含むのだと思えますけれども、どれが最も本件で適当かを協議する場を設けるべきことをどこかに書いていただくのがよいのかなという感じがいたします。そのうえで、ウェブ会議を使うために当事者の同意を要件とするかというようなことは、これはADR機関ごとに決めていくということでもよいように思われます。

それから、もう1点、これも総論的なことですが、調停人と当事者が、それぞれ違う場所からアクセスをするという場合に、調停人と一方当事者は同じ施設内にいるけれども、もう一人の当事者のみは遠方からアクセスをするというようなこともあり得ると思えます。実際に裁判所で、例えば電話会議の方法で弁論準備などをする場合には、そういう形になり得るわけですが、調停では、調停人と一方当事者のみと同じ場所にいるというのは、他方当事者から見ると公正さが疑われるという可能性があるように思います。もちろん別席調停を行う選択、ポリシーを採っているADRはありますが、それとは異なり、相手方当事者から、同じ場所にいる調停人・当事者間で期日前後にどういうやり取りがあるか分からないと思われるかと心外だと思いますので、そこは留意をして、アクセス場所などを決めていくというような考慮があるとよいのかなというふうに存じます。

以上、3点でございます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。1点目につきましては事務局へのお尋ねかと思えますので、お願いします。

○**豊澤部付** 御指摘のとおり、プラットフォームの在り方ということについてはODR活性化

検討会のいわゆるマトリックスの図においては、第2フェーズの方で整理されておりますので、第2フェーズのところでは議論ができればなというふうにご考えているところがございます。

○垣内座長 またこの検討会の中でも、後の方の段階でということですね。

○豊澤部付 そうですね、プラットフォームの在り方ということについては、議論になり得るではないかという考えています。

○垣内座長 ありがとうございます。山田先生の御意見の2点目につきましては、オンラインを用いるのか、どのような方法で手続を進めるのかについて、協議の場等が必要ではないかということだとすると、その点についての規程などがあってしかるべきではないかと、そういう御指摘であったかと思えます。また、最後の点は、一方のみがオンラインで参加する場合についての公正性についての留意が必要ではないかというお話で、これもごもっともな御指摘かと伺いました。どうもありがとうございます。

先ほど上田委員も挙手をされていたかと思いましたが。

○上田委員 すみません、ありがとうございます。大変小さな問題の確認なのですが、7ページの規程例の中で、オンライン調停のところ、オンライン調停とは、インターネットを介した映像及び音声の送受信により、ということがありまして、これはもう映像と音声は必ず両方あるという趣旨で書かれたのかなということの一応、確認をさせていただければと思います。

○垣内座長 この点、いかがでしょうか。

○豊澤部付 我々が作成したときは、御指摘のとおり映像及び音声、双方を使ったものを想定していたところがございます。ですので、電話についてはインターネットではない上、音声のみになるかと思えますので、ここの定義には入っていないという理解で作成したものでございます。

○垣内座長 ありがとうございます。作成の趣旨については今御説明があったところですが、上田委員、さらにこの点について何かございますでしょうか。

○上田委員 ありがとうございます。ちょっと民事訴訟……

○垣内座長 すみません、上田委員、今ちょっと音声が乱れぎみのようで、少し聞き取れないところがあったのですが、申し訳ありませんが、もう一度おっしゃっていただけますでしょうか。

○上田委員 了解しました。民事訴訟法改正の議論では、弁論準備手続等において、映像が付加されるウェブ会議を利用することは許容されるが、仮に映像が途切れたとしても一応、音声の送受信が維持されれば手続は成り立つという趣旨で、「映像と音声の送受信」との文言ではなく、「音声の送受信」の文言が提案されていたと記憶していたのですが、それとの関連で、音声のみの送受信はオンライン調停の中には入らないかという疑問でした。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

事務局から今の点について、何か。

○豊澤部付 我々は確かに作成した趣旨は、映像及び音声でというものでございましたが、実務的には、恐らく映像の方だけが途切れてしまうといった場合に、このような定義を置いてしまうとオンライン調停自体が終わってしまうということになって、音声だけでウェブ会議を続けるという道が閉ざされるのではないかという御指摘かと理解しました。今のところ

よっと具体的な案まではないところですけども、少し書きぶりを考えたいというふうにご考えております。

○**垣内座長** お願いします。

○**渡邊参事官** 補足をさせていただきますと、こういった手続の有り様については、それぞれのADR機関の方で、どのような形でオンラインでの参加というものを認めていくのかということの考え方次第なのかなと思っております。例えば、これまで対面型の手続のみを行っていたADR機関が、利便性を高めるためにオンラインでの参加も認めようという場合に、これまでの対面での話し合いの実質を保つためには、やはり音声のみによる参加では足りず、映像もあって初めて対面での手続と同等のものといえるのだというお考えに立った場合は、恐らく参加の要件としては映像及び音声ということになるのではないかと思います。そういった形で手続を仕組むということになりますと、例えば映像又は音声のいずれかが欠けた場合に、その期日を進めるべきなのかどうなのか、こういったあたりを考えていく必要があるのではないかと思います。一方で、そういうことではなくて、利便性を追求していくのであれば、音声のやり取りさえできればいいんだというお考えに立つことになれば、そもそも手続の仕組み方として、少なくとも音声がつながっていればいいというふうな考え方もあり得るのかなと思ってます。

いずれにしても、この問題は、それぞれのADR機関の方で、利用者としてどういった方々を想定され、あるいはどういった紛争を取り扱われるのか、こういった特性をよく吟味していただいた上で検討を深めていただく必要があるのかなと、このように考えております。

以上です。

○**垣内座長** ありがとうございます。規程例という意味で申しますと、各機関のポリシーに従って、具体的に更に規程の工夫の仕方というのは考えられるということなんだろうと思われまますけれども、例えば、一時的に映像がない状態で手続を行うであるとか、それを許容するというのであれば、そうした旨を規程に明記しておけば、その点の疑義は生じないということになるだろうと思われまますので、そうした点も含めて様々工夫の余地はあるんだろうというように思いますけれども。

先ほど出井委員、挙手されておりましたでしょうか。出井委員、ミュートになっているようですけれども。

○**出井委員** 出井です。私が聞こうと思っていたことは今、渡邊参事官から御説明があったところで大体カバーされましたので、結構ですが、先ほど山田委員から2点ほど総論的な御指摘がありましたが、ちょっと確認ですけれども、規程を置いてもよいのではないかというのは、それはどのレベルの規程なんでしょうか。各機関の規程のことなんでしょうか、あるいはガイドライン、法務省の規程のことなんでしょうか。

○**垣内座長** 今の点は山田委員へのお尋ねということかと思われまますけれども、山田委員、いかがでしょうか。

○**山田委員** 出井先生、ありがとうございます。特に特定的には考えてはおりませんでしたけれども、個人的には、まず、当事者との間で協議をすべきだということは割とユニバーサルなことかなというふうにご思われまして、ガイドラインに置いてもよいのかなと思っておられます。次の調停人とその当事者が同じ施設にいるかどうかということは、やや細かい話で

はございまして、調停人が複数いる場合にはどうするのかとか、当事者も2当事者だけではないという可能性もありますので、そこは場合によってはガイドラインよりは下のレベルでもよいかもしれませんし、ガイドラインで少し御注意というか、こういう可能性もありますというふうに指摘をしていただいて各機関レベルで具体化するくらいでもよいのかなというふうに思っておりますが、そこは、いずれにしても余りこだわりのあるところではございません。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

出井委員、いかがでしょうか、さらにありますでしょうか。

○出井委員 今の御説明で分かりました。御指摘の2点とも大事な点です。

どういうモードで期日、手続を行うのかというのは、結構クリティカルなことになってあって、ただ、それは仲裁とか、あるいは評価型のアーリーニュートラルエバリュエーションみたいな調停のときの話で、それ以外の調停は、やはりそこは当事者が協議をして、当事者がどういうモードでやるかについても納得して臨むというのが基本なのだと思います。

それから、さらにモードの話で、もっと細かな話としては、山田先生が御指摘のように、調停人と一方当事者だけが部屋にいて映っていると、これは原子力損害賠償紛争解決センターでそういう状態でクレームが起こったこともあります。つまり、東京で仲介委員と、それから被申立人である電力会社の社員及び代理人が映っていて、何か仲間みたいに見えるのではないかということが申立人、被害者の側からクレームがあったこともあって、ちょっとアングルを変えたりして工夫をしましたが、確かにそのあたりは非常にセンシティブな問題になるかと思えます。

ただ、これもいろいろなケースがあるので、必ず両当事者平等でなければならないとか決めるのではなくて、やはりそこは機関の規則、さらには、その機関の規則の下での調停人と当事者の協議に委ねるということで、私はよいのではないかと考えております。

○垣内座長 ありがとうございます。

山田委員の御指摘の第2点と申しますか、個別案件ごとにどのような進め方をすることに関しましては、これは更に遡って考えますと、ADR機関によって全て物理的な対面で手続を行うことをポリシーとする機関も考えられますし、逆に、書面のみであるとか電話のみで手続で行うといったことを想定するということが考えられないことではありませんので、そうした場合がいろいろとあり得ることを考慮しつつ、どのレベルで規程を置くのが適切なのかということを考える必要がありそうかなという感じもいたします。

ほかには御発言の御希望はおありだったでしょうか。今は挙手はどなたもされていない状態ですね。

出井委員、挙手されていますでしょうか。

○出井委員 特にこれまでの議論に付け加えるところはないのですが、要するに9ページまでのところは、現行の法律、規則、それからガイドライン上も一応できることにはなっているけれども、各機関の規則でそこは明確にした方がよい、あるいはさらに、山田委員等の御指摘のように、もう少しガイドラインレベルで詳しく規定する、あるいは各機関の規程で手当てをしておいた方がよいということであると思っておりますが、大まかにいうとそういう理解でよろしいんですかね。

○垣内座長 私はそのように理解をしておりますけれども。事務局もうなずいておられるので、

そういうことでよいかと思いますが。

では、渡邊参事官、お願いします。

○**渡邊参事官** 今の点、若干補足いたしますと、先ほど御説明しましたように、現行法の下においても、こういったオンラインによる手続の進行ということは予定されているところです。そのことを踏まえて、ガイドライン上も明らかにされている部分がございますが、ADRにオンライン技術を活用することの必要性、現実性が高まってきたのはここ最近ではないかと思われまます。そういった意味では、こうしたオンラインでの手続の在り方等について本格的に意見交換をした場合も、これまで余りなかったのではないかということもございまして、今後導入することを予定されているADR機関の御関心も高いでしょうから、一度、皆様の御意見を踏まえて、留意すべき点について少し整理してはどうかと、そういう観点からこういう機会を設けさせていただきました。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

出井委員、よろしいでしょうか。

○**出井委員** 結構です。ありがとうございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。

ちょっと現行のガイドラインに関して、8ページの2の関係規律の二つ目のところ、同号ガイドラインとあるところの2行目から3行目にかけて、下線部ですけれども、場所、括弧、オンラインでやった場合にはその旨、という部分がありますけれども、ここの括弧内の位置付けと申しましょうか、これは場所に加えてその旨なのか、あるいは、場所に代えてその旨ということなのか、これはどちらなのでしょう。

○**豊澤部付** その点の解釈について、現時点で明確な回答は持ち合わせていないところでございます。ですが、これまで変更認証をいただいたADR機関は、「及び」で認識されている方が多いのかなというふうには認識しておりますが、すみません、現時点でこのガイドラインが「及び」なのか「又は」なのか、明確に我々の方で何か確立した意見を持っているわけではないところでございます。

○**垣内座長** 分かりました。完全にオンライン上で専ら進めるという場合に、どこか物理的な場所を特定して記録しておくことの意義がどの程度あるかといったような観点から、更にちょっと検討の余地はあるのかもしれないという感想を持ったところです。ありがとうございます。

そのほか、この9ページまでのところについては、大体以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、9ページのところまでにつきましては御意見をいろいろ伺いましたので、先へ進ませていただきたいと思います。

そうしましたら、引き続き資料の次の部分について事務局から説明をお願いいたします。

○**渡邊参事官** それでは、10ページを御覧ください。第2の3は、ウェブ会議等を実施する場合の秘密の取扱いを取り上げたものでございます。関係規律とある部分に記載がございますとおり、認証の基準として、民間紛争解決手続において示されたり、あるいは手続実施記録に記載されたりした当事者や第三者の秘密につきましては、当該秘密の性質に応じて、適切に保持するための取扱いの方法を定めることが必要とされております。そして、その方法につきましては、ガイドライン上、その方法によれば秘密が適切に保持される蓋然性が客観

的に求められる具体的な方法をいうこととされております。もっとも、ガイドライン上は電子メールやウェブ会議等を活用する場合の具体的な方法まで記載されていないため、どのような手続的規律や業務運営上の規律を設ければ秘密保持の適切さが保たれることとなるのか必ずしも明確でない状況にあるものと思われま

そこで、具体的検討とあるところに記載しましたとおり、特に秘密保持上の問題が生じやすい場面として、手続をウェブ会議等の方法により実施する場面を取り上げまして、果たしてどのようなリスクが考えられるのか、①から④までのとおりまとめてみたところでございます。①は、インターネット上でウェブ会議がのぞき見られてしまうようなリスク、②は、当事者により録音・録画等がされてしまうリスク、③は、第三者により物理的にPCをのぞき込まれるなどしてしま

これらのリスクの対応策として考えられるものを矢印以下の①から④までに一例として記載させていただきました。もっとも、この程度の対策では十分ではないのではないかといった御意見ですとか、反対に、ここまでの対策は必要ないのではないかといった御意見もあり得るところではないかと思われま

また、ウェブ会議等の活用を図るため、他の団体、機関等との連携をすることも考えられるところでございますけれども、この場合には、他の団体等も関わることから、秘密保持上、更に考慮すべき点があるのでないかと思われま

さらに、以上申し上げた点の御議論を踏まえまして、秘密を適切に保持するための取扱いの方法の一例として、ガイドラインに記載することの是非についても御議論いただければ幸い

説明は以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、このウェブ会議等における秘密の保持の部分につきまして、御意見あるいは御質問のおありの方は御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井です。最初は質問ですが、10ページに掲げてある関係規律の6条11号、ここでいっている秘密を適切に保持するための取扱いの方法を定めていることと、この秘密の保持ですけれども、これは誰に課される義務というか、措置ということになるのでしょうか。措置だから、誰に課されるというのは特に特定しなくてもいいのかもしれませんが、申し上げているのは、ADR機関あるいは手続実施者が秘密を保持しなければならないということは、もちろん入っているのですが、当事者はどうなのでしょう。当事者について、このADRで交わされた情報を秘密にしなければならないとか、そういう規範があるのでしょうか。そこをまず最初に質問したいと思います。それとの関係で、リスクの中に出てくる録音・録画ですね、これがどういう位置付けになるのかを正確に理解したいものですから、ひとまずここで切ります。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、この点について事務局からいかがでしょうか。

○豊澤部付 法の6条第11号は、基本的にはADR機関が認証申請をする際の認証要件の一部でございますので、秘密を適切に保持する主体としては認証ADR事業者ということになるかと思えます。

和解の仲介というのは非公開性が求められているという理解が一般的なのかなというふうに考えております。もちろん当事者間やADR機関との契約内容次第の部分もあるのだろうとは思いますが、一般的には手続の非公開性ということが求められていることを前提とすると、いわゆる相手方当事者による調停手続の録音・録画、それが第三者に流出するということになる、秘密の保持として適切なかどうかという問題が生じ得るではないかとの観点から、リスクの中に記載させていただいております。

○垣内座長 事務局からの御説明は以上ですけれども。

○出井委員 そこはいろいろな考え方があるのかもしれませんが、まず、ADR機関あるいはADR事業者、それから手続実施者とか職員も含めて、これらの者が守秘義務を負うと、契約上ということになるのでしょうか、契約上の守秘義務を負うということは、そこは多分、コンセンサスだと思うのですが、当事者が守秘義務を負うかというのは、これは機関の規則でそう定めてあれば、契約上の守秘義務を負うこととなりますが、そうでない限りは、もちろん営業秘密であるとかプライバシーであるとか、それをみだりに開示した場合に不法行為になるということはあるけれども、当事者は基本的には守秘義務を負わないというのが私の整理でした。その関係で、この録音・録画のところですけども、守秘義務を負うかどうかとはまた別の問題で、これは非公開性との関係でしょうか。

恐らく、録音・録画したものが外部に漏れてしまうと、それはADRが公開されてしまうことになってしまうので、それは非公開性に反するということなのかもしれませんが、ここもよく議論になります。最近では録音・録画の方法が簡単になっていますので、当事者からなぜ録音してはいけないんですかと、録画までする人はあまりいませんけれども、なぜ録音してはいけないんですかと言われるんですね。メモを取ることは、これはできるわけですから、メモとかに頼るよりも録音していた方が正確ではないんですかと、それを自分の背後にいる家族であるとか、あるいはアドバイザーである弁護士に聞かせて、それでコメントを求めたいんですといったときに、あるいは、そこまでもせず、とにかく自分の記録として取っておきたいということまで言われた場合に、それを駄目だと言えるのかどうか。多くの機関では、第二東京弁護士会の仲裁センターでも、それから原子力損害賠償紛争解決センターでも、録音・録画は控えてくださいと当事者に結構明示的にお願いをしているわけですが、果たして録音・録画を本当に禁止する理由がどこにあるのだろうかというのがちょっと疑問なところ。これを外部に漏らすと、それは非公開性に反するのではということになるのかもしれませんが、自分で使うだけだったら録音・録画してもいいではないかと言われたときに、どうするかですね。この②のリスクについては、結構議論があり得るのかなというふうに思います。

それから、ちょっと細かな話で、最後のリスクの④のところ、仲裁手続での証人尋問の際は、正にこれが問題になって、カメラをやはり二つか三つぐらい置いて証人尋問をやるということを行っています。リスクへの対応策のところ、手続実施者は、期日の開始前に、当事者にウェブカメラで部屋の室内を映してもらい、こういう措置が必要になりますが、ただ、和解あっせんまでそこまでがちがちにやるかという、必ずしもそこまでは必要ないので

はないかという気がします。これも各機関のポリシーに任せるということでよいし、さらには、各機関のポリシーというよりも、各手続ごとの当事者と手続実施者の間の協議で、どこまでの措置をするかということではないかなと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。誰が秘密保持についての義務や責任を負うのかという問題と、ここで検討課題として想定されているリスクの内容等の間に関係があるのではないのかということで、当事者には義務がないということで、仮に当事者は誰にでもそこを開示してもいいというようなことであれば、ここに挙がっているリスクの幾つかは必ずしも問題とならないことになるかもしれないといったようなこと、あるいは録画・録音等については、秘密保持ということとの関係では、録画・録音そのものではなくて、それを外部に漏らすということが問題なのではないかという見方もあり得るといった御指摘を頂いたかと思えます。

○出井委員 すみません、ちょっと1点だけクラリファイさせてください。当事者が守秘義務を負うかどうかという点は、これは各機関の規則及び手続合意に委ねられているという整理です。私がお聞きしたかったのは、認証の条件として、当事者に守秘義務が課されていないと認証されないというようなことがあるのかどうかと、ちょっとそこをお聞きしたかったのです。

○垣内座長 そうしますと、その点、改めて事務局からお答えいただけますでしょうか。

○豊澤部付 承知いたしました。確かに御指摘のとおり、法の6条11号、それから6条の14号も、基本的にはADR事業者の方に係る規定でございます。一方で、少しくリアではないかもしれませんが、一般的には和解の仲介、それから紛争解決手続については、非公開性を重んじられているADR機関が多数なのかなというふうに考えています。そのような中で、ウェブ会議を考えたときの事実レベルのリスクとして、録音・録画がされて、それが対外的に流出してしまって秘密の保持が損なわれるという可能性があるのではないかということで、一例として記載させていただいているところでございますが、必ずしも当事者に守秘義務を課しないと認証を認めないという扱いをしているわけではございません。こちらの①から④は、例として掲げさせていただいているものですので、こちらがいずれでも一つでも欠ければ何か認証の要件を欠くと、そういうような画一的な基準でないものということは御理解いただければというふうには思いますが、その中の一つの考え方として、当事者との間で契約等によって秘密の保持について契約をすることによって、秘密の保持がより確実にするという考え方もあり得るのではないかと考え、記載させていただいているところでございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

出井委員、今の点はよろしいでしょうか。

○出井委員 結構です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしましたけれども、斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 斉藤です。出井委員の問題提起は非常に重要だと思いながら聞いていました。これはウェブ会議方式ではなくて通常のADRでも、当事者が自分のために、つまり自己使用のために録音したいということはあるわけで、ウェブ会議特有の問題というよりもADR一般の問題というふうに捉えられるかなと思います。ただ、ではどう考えたらいいかと

なるとなかなか難しい。一応は録音・録画はしないでくださいとあつせん人として言っていますが、では本当にいけないのかと言われると、デジタルな録音とか録画の場合には、単なる手書きメモに比べて、それが外部に広がるリスクが格段に高まってしまうことが問題だと言えます。ある意味、性悪説に立たなければならぬのかもしれない。そのところのバランスをどう見るかという問題なのかなと思っています。私も結論は出ていません。

私の方からお話ししようと思ったのは、意見というよりも、オンラインADRの実態のご紹介です。弁護士会ADRの中でリモートADRないし呼び方としてはオンラインADRを既に採用している弁護士会が九つあります。その中で、録音・録画問題、あるいは第三者の立会い問題についてどのようなスタンスをとっているのか、アンケート調査をしています。それを参考までに御紹介しておこうと思いました。

まず、録音・録画とか、無断の第三者の同席、これらは禁止されていますということを告知しているかという、九つ全ての弁護士会ではそのような告知をしています。その中で、文書に注意事項として今のことを記載して、書面で告知するのが九つのうちの八つの弁護士会でした。さらに、その告知をした上で、録音・録画とか、あるいは第三者の無断の同席をいたしませんという誓約書を書面で取り付けているところが九つのうちの四会ありました。逆に、九つのうちの五つの会は、単に告知するだけで、すなわち注意するだけで、誓約書は取り付けていないという回答でした。それから、最後に、その注意に違反した場合の対応に関して、たとえば録音・録画を実際に行って外部に漏らしてしまったという場合のサンクションを設けていますかという質問に対しては、九つの会とも特に設けていないという回答になっています。

何というのかな、やはり当事者の自主性が、特にADRでは重要ですし、それを最初から、枠にはめてしまう形というのは、あまりADRの理念から見ると好ましくないのではないかとこのアンケート結果から読み取れるのではないかとというのが私の感想です。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。大変貴重なアンケート結果を御紹介いただきまして、今御紹介いただいたアンケート結果というのは、日弁連で実施されたアンケートということでしょうか。

○斉藤委員 日弁連のADRセンターで実施しております。あと、各アンケートに答えた九つの会に、これを外部に出していいかどうか今、確認をしまして、その上で可能な形で、委員提出資料ということで、できれば提出させていただくことを考えています。

○垣内座長 そうしていただけると、大変貴重な資料になるかと思しますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、その他、委員の先生方から御発言ございますでしょうか。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。2点申し上げます。私も先ほど出井委員、それから斉藤委員が言われた点、非常に重要な点だと思います。私も、整理としましては、録音・録画及びその利用方法ということについては、規則及び手続合意によって決まってくるということですし、今、禁止の方向だけが強調されているわけですけれども、場合によっては解除の要件もそこで合意で決めて、例えば、両当事者がオーケーしたのであれば、守秘義務の解除というようなこともあり得ることかなというふうに思います。

いずれにしても、これは一律に決めるということではなくて、各ADR機関において、そのような手続合意をするということが望ましい、場合によっては、ひょっとするとADR協会の仕事かもしれません、何かしらモデル的なものがあると、またよりよいのではないかなというふうに思いました。それが1点です。

それから、もう1点は、この④のリスクに関してです。これも先ほど出井委員が言われたように、一律に規律することが相当なのかどうかというのは難しい点かなというふうに思いますけれども、ただ、当事者が余り不注意であるがゆえに、④とか、あるいは場合によっては③の問題、例えばインターネットカフェで話をしてしまうみたいなことがあります、相手方にも、それから調停人にも困難が生ずると思われま。例えば、あらかじめどこからアクセスをするのかということ当事者に申出をしてもらう、あるいは調停人、ADR機関の方から例示をして、自宅とか、あるいは代理人事務所とか、そういうふうに例示を出して、こういう中から選んでいただくとより安全ですといったような示唆をするといったことも考えられるのかなというふうに思いました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方はいかがでしょうか。さらに御発言ございますでしょうか。秘密の取扱いという点につきまして、大体御意見は頂けたようなところでしょうか。

それでは、追加の御発言はないようでございますので、更に先に進ませていただければと思います。

そうしましたら、以上で一応、第2のところまで御議論を頂いたということになりますので、引き続きまして、第3の点につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 資料の13ページを御覧ください。関係規律とあるところに記載がございますとおり、法第11条第2項は、認証紛争解決事業者に対して、所定の事項を認証紛争解決手続の業務を行う事務所において掲示すべきことを定めておりまして、掲示事項としましては、認証紛争解決事業者である旨のほか、法施行規則第9条第1項所定の事項が定められているところでございます。

このような事務所における掲示義務が定められた趣旨は、立案担当者によりますと、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に対しては、適正な範囲及び内容の情報を正確に提供する必要があり、そのような者はその業務を行う事務所へ赴いて種々の情報入手することになることから、その業務を行う事務所において掲示すべきこととなるとの説明がされているところでございます。なお、この掲示義務違反につきましては過料の罰が定められているところでございます。

もっとも、問題意識とあるところに記載してありますとおり、オンライン上で紛争解決手続を実施し、紛争当事者が事務所を来訪することがおよそ想定されないものも相当数今後、登場してくるのではないかと予想される中で、そのような認証ADR機関に対して現行の事務所における掲示義務を課すことにつきましては、まず、当事者等に対する適正な情報提供の在り方として、そもそも事務所に掲示する意味が乏しいのではないかと、むしろ当事者等がオンライン上において掲示事項を見られるようにする必要があるのではないかとといった疑問が生じ得るところでございます。

こういった問題意識を踏まえますと、掲示義務についての規律の見直しの可否を検討する

必要があるのではないかと、その解決案としましてはいろいろな考え方があるのではないかと  
思われますけれども、ひとまずの整理としましては、規律の見直しが必要であるとの立場から  
は、まず、事務所又はオンライン上で掲示をすべきであるとの考え方があり得ますでしょ  
うし、この場合は結果として義務が緩和されるということになるかと思えます。あるいは、  
事務所及びオンライン上で掲示をすべきであるとする考え方がよいのではないかということ  
もあり得るかと思えます。この場合は、結果として義務が加重されるということになるか  
と思えます。あるいは、掲示義務と事務所とをそもそも切り離してしまっ、認証紛争解決  
手続の特性に応じて、オンライン上での掲示も含め、当事者などが見やすいと考えられる方  
法で掲示すれば足りるとする考え方があり得るのではないかとと思われるところです。

また、今申し上げたような考え方以外の考え方としては、施行規則の第9条第2項の規律  
の見直しによって対応することが可能であるのではないかとといった考え方ですとか、そも  
も規律の見直しは不要ではないかという考え方など、様々な考え方があり得るところでは  
ないかと思われますので、こういった規律の見直しの必要性も含めまして、皆様の御意見を伺  
いたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、この事務所における掲示義務に関する部分につきまして、御意見あるいは御質  
問のおありの方は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 もしかしたら御説明あったかもしれませんが、事務所を設けることは必要だとい  
うのが前提、事務所というのは物理的な事務所ですけれども、それを設けることは必要だ  
という前提でしたかね。ちょっとそこだけ最初、確認したいと思います。

○垣内座長 この点、いかがでしょうか。

○豊澤部付 豊澤でございます。現行法上、認証申請の際に事務所を届け出ることが必要とさ  
れておりまして、その事務所は一般的には物理的な場所を指すと解釈されているところで  
ございますので、現行法上は物理的な場所として事務所を届出ることが必要になっているとい  
うふうに解釈されているかと思えます。

○垣内座長 届出の対象になっているということですが、更に続けて御発言おありでしょうか。  
大丈夫でしょうか。

○出井委員 大丈夫です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御発言ございますでしょうか。

前半、第2までの部分につきましては、現行法の枠内で各機関の規程類等での工夫という  
ことに主眼がある議論でございましたけれども、この第3につきましては、現行法上の掲示  
義務について、今後このままでよいのかという形で、もう少し改正も含めた問題点というこ  
とになるかと思えますが、是非御意見を頂ければ有り難いと思えますけれども。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。さほどの強い意見を持っているわけではないのですけれ  
ども、今挙げていただきました④の考え方、ちょっと思い付きませんで、①から③とい  
うところで考えてまいりますと、先ほども出井委員と、それから豊澤部付のお話にありました

ように、事務所というのは一応、物理的には置くということではありますけれども、いわゆるODRの実施に際しては物理的に人が会うということを想定していないという場合もありましょうし、そのような場合は恐らくADR機関の主宰者のいる場所が事務所になるのかなと思ひまして、人が立ち入ってADRに関する掲示を見るということもなかなか想定し難いのかなというふうに思われます。

他方で、この掲示の意味は、実際の利用者のみならず、利用を考えている潜在的なADR、紛争当事者にも情報提供するというところでございますので、そういったしますと、物理的な事務所に行って掲示を見てADRを決めるという人はほぼいないわけで、オンライン上で一覧的にチェックができるということが重要である。それから、先ほど前半でお話がありましたように、相談段階との連携ということを考えましても、オンライン上で掲示を見ることができるといことがより望ましい時代に入っているのではないかなというふうに思われますので、そういったしますと、①から③のうちでは②が相当なのではないかなという印象を持っております。

確かに渡邊参事官がおっしゃったように、ウェブサイトを立て上げる負担が増えることにはなり得るわけでありましてけれども、現状、かなり簡易に立ち上げることが可能となっているようでして、デメリットに比べれば、若干のコスト増、特に、無料でウェブを作れますので、それは可能ではないかなというふうに思っております。

③は、過料との関係ではちょっと要件としてやや評価的なところが多いのかなという印象を持っておるといこととでございます。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。どちらかといえば②の方向が相当ではないかというお立場から御意見を頂戴いたしました。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。今、山田先生がおっしゃられたところと重複しているところが多いのですが、やはり今、オンラインで情報提供するというのも大変容易になっておりますし、また、当事者の方だけでなく、潜在的な利用者の方も含めてインターネットで情報収集する方がこれだけ増えている中、オンライン上で検索して、ちゃんとキーワードで引っかかってくるということは、ADRの認知度を高めたりですとか透明性を高めるという点でも非常に重要かと思ひますので、オンライン上で情報が取れるようにするのを支援していくということが重要だと思っております。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。今の渡邊委員の御意見は、そうしますと、この①から④という点で申しますと。

○渡邊委員 それで申しますと、①、②、どちらというのは特にはないですが、オンラインで閲覧できるような情報提供の体制は整えておくべきだと考えております。

○垣内座長 オンラインでの情報提供の重要性について御指摘を頂いたということで。ありがとうございます。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井です。今のお二人の話、私もそう考えるのですが、やはり今の時代にいろいろな検索をするのはオンラインで、わざわざその場所に行って見るということは、そちらの

方がむしろ例外だと思しますので、オンラインは必須なのではないかと思ひます。それに加えて事務所で物理的に掲示することまで要するののかという、ここはやはり、単にプリントアウトして貼っておけばよいだけの話なので、そんなにコストはかからないでしょうし、インターネットを使えない人もいないわけではないでしょうから、私も②が相当ではないかと思ひます。

ただ、これはこういうADRだけにとどまる話ではなくて、いろいろな行政であれ、民間であれ、サービスを提供するときに、こういう掲示義務あるいは表示義務が課されることがありますが、そのときの規律がこの社会全般でどうなっているのか。オンライン及び物理的にということになっているのか、あるいはオンラインを原則として、場合によっては物理的なものだけでいいというふうになっているのか、ちょっと抽象的な問題提起で申し訳ないのですが、そのあたりの社会情勢がどうなっているのかも頭には入れておきたいところです。ただ、基本的には②でよいのではないかと思ひております。

○**垣内座長** ありがとうございます。基本的には②でよいけれども、他の場面での取扱い等との均衡という観点も併せてお示しいただいたかと思ひますけれども、何か事務局の方で既に他の類似の規律について調査をされているといったようなことはおありなんではないかと。

○**豊澤部付** 現時点で本格的な調査はしておりませんで、これからといったことになろうかと思ひます。

○**垣内座長** これからの調査の結果、何かあれば、またそれも参照するということにはなるかと思ひますが。どうもありがとうございます。

ほかに。上田委員、お願いいたします。

○**上田委員** ありがとうございます。今更ながら恐縮ですが、最初の渡邊参事官の御説明のうち、①から④の前後ぐらいからちょっと一時期、音声が聞こえませんが、確認させていただきたいのが、①から④の直後の規則第9条第2項の規律の見直しによって対応可能という、この案は、この規則9条2項を改正すれば、結果として①から④いずれかの案も実現できるという、そういう御説明だったのかということをおよっと確認させていただきたいと思ひます。

○**垣内座長** では、事務局からお願いいたします。

○**豊澤部付** こちらの考え方は、基本的には御指摘のとおりでございますが、法律改正となると少しハードルが高いので、規則の改正で対応が可能なのであれば、そちらの方が手続として容易なところがあるのではないかとというような問題意識でございます。一方で、事務局において見やすいように掲示しなければならないと法の第11条第2項が定めておりますので、規則の9条第2項の改正によって、例えばオンライン及び事務所というふうには、又は、オンライン又はとか、そういった内容に規定することが法律の委任を越えているのかどうかというところについては議論の余地があり得るところだろうと思ひます。

○**垣内座長** ありがとうございます。

上田委員の御質問については、今のお答えでよろしいでしょうか。

○**上田委員** ありがとうございます。私も現時点では②がよいと思ひます。

○**垣内座長** 分かりました。①ないし④というのは、規律の実質あるいは義務の内容として、何が適切かという問題としてあり、それがどのような形で法制上表現されるかについては、法律の改正あるいはその規則の改正等々、法制面で何が適切かという問題として、更に検討

が可能であるということかと思われまますが、ありがとうございます。

佐成委員、御発言を御希望かと思われまますが、お願いいたします。

○佐成委員 佐成でございます。今のところ、解決方法で幾つか事務局から提示されていて、今御発言の皆様方が②というのを押されているということなのではございますけれども、私は定見があるわけでもなく、かつ、過料との関係でなかなかまだ整理ができていないんですけれども、私は②よりも①か③というのが望ましいのではないかとというふうに現時点では感じております。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。必ずしも事務所、オンライン双方ということではなくてもよいのではないかと、そうしますと①、③ということになりますけれども、そういう御意見を頂きました。

ほかに、いかがでしょうか。

直前の佐成委員の御指摘ですけれども、これは①あるいは③ということで、基本的には当該機関の状況等に応じて適切な方法で、いずれかで足りるのではないかと、そういった問題意識として伺ってよろしいでしょうか。

○佐成委員 そうです。基本的にADRについては、ADR機関の自治的な取組というのをやはり重視したいと感じています。確かにオンライン上の掲示というのは簡易にできるという部分は分かりますけれども、それはやはりADR機関ごとに判断していただくのが望ましいのではないかと、という発想でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方から更に御発言はおありでしょうか。おおむね御意見は頂けたでしょうか。

②の方向を押される御意見を複数頂きましたほかに、①あるいは③も考えられるのではないかと、御意見も頂戴したということではございますけれども、事務局としてもこういったことで、今日の段階では、よろしいですか。

では、渡邊参事官、お願いします。

○渡邊参事官 貴重な御意見ありがとうございます。まずは、本日頂いた御意見を踏まえまして、更に整理させていただき、いま一度御検討いただけたらと思っております。

といいますのも、この事務所における掲示義務については、見やすいように掲示をしなくてはならないという規律になっております。この見やすいように掲示というところにつきましては、ガイドライン上でその解釈が示されておりますけれども、一般の外部の者が立ち入ることのできる部屋に掲示をしなくてはならないという整理がされておりますので、例えば今後ODRが実施される場合に、その業務運営に事務所機能が必要になるとしても、その機能を担うところに外部の者が立ち入ることが想定されているのかどうかということが問題になり得るのではないかと思います。想定されていないのに、②の規律を設けた場合には、外部の者が立ち入ることのできる事務所を設けた上で、そこに見やすいように掲示をしなくてはならないということになりますから、そういった意味では、義務の加重になってしまうわけではございまして、そういったところも少し丁寧に検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。そういったことから、今後ますます多様なADR機関が増えていくことが予想される中で、どういう規律が望ましいのかというところを、もう少し皆様の

御意見をお聞きしたいと考えているところです。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

出井委員，お願いいたします。

○出井委員 今，渡邊参事官の御発言について，確かに，私が最初に質問したところとも関係するのですが，そもそも事務所を設けるかどうか，あるいは事務所を設けるとしても，そこに外部の人が立ち入るということを想定するのかどうかというところで，特にODRの場合は，義務の加重にできるだけならないようにという配慮は必要かと思います。先ほど佐成委員の御意見は，逆にオンライン上に設けることのコストの方をおっしゃっていたんですが，そちらのコストよりも，恐らく物理的なオフィスを設けたり，そこに第三者が立ち寄ることを想定するという方のコストの方が大きいと思いますので，先ほど私は②に賛成はいたしました，先ほどの佐成委員の御意見も含めて，そのあたりもう少し考えられないかなというふうに思って今，渡邊参事官のお話を聞いていたところでした。

○垣内座長 ありがとうございます。まだ考えることもありそうだということかと思いますが，それでは渡邊委員，お願いいたします。

○渡邊委員 今，出井委員がおっしゃられていたところと近い考えなのですが，やはりODRの，例えばスタートアップ企業なんかですと，近年シェアオフィスを使って事業を展開するようなところも考えられると思いますので，その際にやはり外部の人の立ち入ることのできる場所に掲示というのが，やはり困難なケースというのも出てくるのかなというふうに感じています。そういった意味で，①から④ある中で，先ほどはとにかくオンラインでの情報が取れるようにということを申し上げたんですが，他方で佐成委員がおっしゃられていたように，ADR機関の自治というところもあると思いますので，そういう意味でいうと①又は③というのでも確かによいのではないかなというふうに感じました。

以上となります。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

さらに御発言がございましたでしょうか。

渡邊委員の挙手は，先ほどの挙手が維持されているということですね。

さらに御発言があればお願いしたいと思っておりますけれども，いかがでしょうか。

上田委員からお願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。手短かに言います。先ほどの②説は，恐らく委員の先生方も，事務所がそもそも認証申請の要件であるということとの関連も大きかったと思いますので，フェーズ1ではここは動かさないのであろうという理解ですが，フェーズ2以降の完全オンラインのODRが出てきたときに今度どうなるかというのは，また次の議論として考えることができますので，そのときにまた改めてこの掲示も，議論が変わる可能性はあるのかなというふうに感じました。すみません，私もまだ考えがまとまっていませんが，差し当たり，以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。フェーズ1とフェーズ2で問題状況が更に変わってくるのではないかと御指摘で，確かにそのとおりかなと思います。

引き続き，山田委員，お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。私も今の上田委員の考え方とかなり近いのかなと思うの

ですけれども、③の選択肢というのは確かに非常に魅力的なのですが、過料との関係で、こういう要件で大丈夫なのかなというのがほぼ唯一の心配なので、仮に事務局において、一定の類型化等によってこの要件が比較的安定的に適用できそうだという見通しがありましたら、大変有り難いなというふうに思い、あるいは今後そのような御検討が頂けると大変有り難いなと思ひまして、発言をさせていただきました。

○垣内座長 どうもありがとうございます。適切な類型化等ができるのであれば、③の方向も考えられるのではないかという方向の御発言を頂いたかと思ひます。

さらにほかに御意見等ございますでしょうか。本日のところはこれぐらいのところよろしいでしょうか。

そもそも事務所の設置が義務と考えられるべきかどうかというところから始まりまして、フェーズ2になった段階で、物理的な事務所というものを考えた方がいいのかどうか、逆に、およそ物理的な拠点を持たないADR機関が信頼に値する認証対象として認められていいのかといったような問題意識もあり得るかもしれませんけれども、事務所の要否ということ、それから、その事務所に外部の者が立ち入れるような形、そういう条件が整えられる必要があるかどうかという問題、最後に掲示の在り方の問題と、幾つかの問題について、様々な御意見の中で御指摘を頂いたかというふうに思ひます。また引き続き、事務局に整理していただいて、また更に議論ができればということかと思ひます。

それでは、この点については大体御意見を頂いたようでありますので、更に先へ進ませていただきまして、最後の第4のところ、第1フェーズに関するその他の論点というところに進ませていただきます。ここは特段、資料の御用意があるところではありませんので、もし更にこういった点について取り上げるべきでないかといったような御提案がありましたら、是非御発言を頂ければと思ひます。

斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 斉藤です。論点として考えられるものということで発言しますと、一つは本人確認の方法の問題です。これはODRに限らず、通常のADRでも論点になる問題だと思ひます。特に、ODRでは、当事者と距離的に離れていて、じかに顔を合わせることがないわけで、そういうときに画面上での本人確認をどうしたらいいのかという問題点があると思ひます。ただ、これはADR一般の問題だから、特に取り上げる重要性は低いという意見があってもおかしくはないと思ひますけれども、これが一つです。

あともう一つは、和解契約書の作成において署名、押印が今まで当たり前だったんですけども、ODRの進展に伴って、その署名、押印の部分をどうするんだという、それをしなくても済むような和解契約書の締結方法があるか、ないか、あるいは、そこはやはり従来型の署名、押印が必要だとすべきなのか、多分そうはならないような気がしますけれども、その点も一つの論点としてあり得るかなと思ひていました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。本人確認の方法、それから和解契約書の在り方、特に署名、押印の問題について御指摘いただきましたけれども、何かこれについて事務局から御発言ありますでしょうか。

○豊澤部付 まず、本人確認の問題ですけれども、今回の資料の1ページ目の下のところに、次回以降に検討することを予定している論点ということで、真ん中の○のところ、チャッ

ト方式など非対面で実施されるODRにおける本人確認の在り方についてというところで、本人確認に触れさせていただいております。こちらを考えた趣旨というのは、現状、対面手続では運転免許証などを使って本人確認をされていることが多いものと推測しているのですが、ウェブ会議の手続であってもそこは大きく異ならないのではないかと考えられるのに対し、チャット方式の場合は根本的に本人確認の質が違うのではないかと考えるから、第2フェーズの論点に入れさせていただいているというところではあります。もちろんADR一般の問題、あるいは第1フェーズの問題としても本人確認について、議論することがあり得ると思っております。

それから、和解契約書と署名と押印については、現行法上、必ずしも和解契約を書面でなくてもよいという規律になっていて、各ADR機関の自由に委ねられているということにはなっていないと思います。もっとも、現実にはかなりのADR機関がこれまで署名、押印等で和解合意書を作成されていたのではないかなとは思っておりますので、この点についても議論することが考えられるというふうに考えております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。第1の点については、後ほど議論が予定されているテーマで、そこで改めてということで、和解契約書に関しても、更に整理が考えられるというお話だったかと思えますけれども。ありがとうございます。

そうしましたら、ほかにさらに御発言。小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。まず、オンライン上で完結することを想定するADR機関を想定した場合に、通知だけではなくメールで手続相談とか争点整理を希望する当事者が出てくると思うのですけれども、そういったやり取りについてどこまで許されるのかという論点もあると思っています。これが一つ目です。

二つ目は斉藤先生と重複しますが、合意後の調印について、当事者が希望すれば書面化し、郵送せず、電子署名で、今はやりのクラウド型の電子署名などを利用することも考えられますが、その是非であります。

3点目は、その記録について、全て電子記録のみで保存することをどう考えるかということがあると思います。

以上、3点です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。3点御指摘いただきまして、1点目は、メールでの当事者からの手続相談への対応ですとか、あるいは争点整理をメールで行うということについてどうかということで、これは本日の議題の中で申しますと、電子メールで主張等を提出したりするという部分が若干関係するところかなと思われまけれども、これに対して手続実施者の側からも様々な連絡を、これもメール上で行ったりするというところで、第1の1の問題と2の問題、あるいは3でしょうか、このあたりが複合的に組み合わさるという話になるのかもしれませんが、そういったものについて更に整理が必要ではないかということかと思えます。また、2点目は、これは斉藤委員の2点目と重なるところがあるかと思われまけれども、和解の合意書における電子署名等について、どうかというお話、それから、記録の電子化という点が3点目ということですが、事務局からこれらについて何かコメント等ございますでしょうか。

○豊澤部付 1点目につきまして、メールによって期日をやるということも、これは法のガイドラインの例示としてあるところではございますので、ADR機関の在り方として、メール

によって争点整理を行うということはあるものと考えております。電子契約については、斉藤先生の御見解と同じかと思えます。最後が電子的な記録の保存の問題、これも資料1の1ページ目の下のところの参考、次回以降に検討することを予定している論点というところの1個目の○のところでございまして、電磁的記録の形式で手続実施記録等を適切に保存する措置の在り方ということで、次回以降に検討しなければいけないテーマであると認識しております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。フェーズ1、フェーズ2と分けておりますけれども、内容的には連続しているところもありますので、いずれにおいても問題になるところは重なりがあるということがあるかと思えますけれども。どうもありがとうございました。

さらに御発言ございますでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。11条2項のところに関連しなくもなかったのですけれども、今発言させていただきます。これも第2フェーズ以降で問題になるかもしれませんが、第1フェーズも無関係ではないという理解で、ちょっと理解が間違っているかもしれないのですけれども、法14条の3号との関係で意見を申し上げます。

標準的な手続の進行に関する説明の条文ですけれども、今後様々なODRが出現して、その手続形態も多様化することを予想しますと、例えば、今後は手続において当事者が採り得る行為選択肢について偏りなく全て説明することであるとか、あるいは、もしADR機関、ODR機関が特定の行為選択肢を推奨する場合には、その推奨しているという事実やその理由を説明するということが求められるべきなのかなと考えております。ADR、ODRの機関が紛争行動に対していわゆる行為選択肢のデフォルト値を決めるということの適切さであるとか、選択肢に重み付けをする際に衡量すべき事項については、まだ十分に議論が成熟しているとはいえないと思いますが、抽象的な形でもそこに規範的な議論をすべき課題があるということは、少なくとも検討の俎上にのせていいのではないかと考えております。

加えて、どの行為も手続上、選択可能な状態にするであるとか、当事者のいかなる選択に対しても当事者の自己決定を制限するような不利益を課さないなどの規範的な問題もあるかと思えますが、これはもう14条の議論からはみ出してしまいますし、私もあまり十分に考えてしゃべっているわけではないので、こちらは気付きという程度にとどめたいと思います。以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。なかなか難しい問題ですけれども、アーキテクチャーとかナッジの問題なんかも背景にある、そういう問題意識からの御発言を頂いたかと思えますけれども、様々な行為の選択肢、これは手続上のものもあるでしょうし、その解決内容の選択についてもあるかもしれませんけれども、それについての説明ということについても注意を向ける必要があるのではないかという御示唆を頂いたかと思えます。どうもありがとうございます。

今の点について、何か事務局からありますでしょうか。

○豊澤部付 そうですね、非常に難しい問題かなと思います。現状は説明する内容について、事細かに規程類に書いているわけではないというのが実情でございまして、実際に各ADR機関がどこまで、どのくらいどのように説明されているのかというところが、審査監督課として明確に把握しているわけではないという現状もございまして。そういった意味で、その説

明の在り方についても議論のところはあり得るのかなというふうに思っております。

上田先生の問題意識と別の観点から用意しているものではございますけれども、資料1ページの参考の、次回以降に検討することを予定している論点において、これも下の○で、これは第2フェーズにおける説明義務の在り方というところでございます、そういった問題もあるということをおっしゃって、今後検討したいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 何度も申し訳ありません。少し異なるフェーズの話でございます、この検討会でお話しすることがいいのかどうか分からないのですが、先ほど来、このODRへの変更といえましょうか、IT化のための手続の変更のために変更認証をしているというお話がございました。これは法12条の観点かと思えます。ただ、これは申請のために1件当たり6万600円必要だということで、ADR機関にとっては必ずしも軽くはない金額と思われま。他方で、これに関するガイドラインを拝見しますと、紛争の当事者の負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないものというふうに記載されておまして、例えばODRに全面的に変更するというのであれば、確かに紛争の当事者の負担の増加等を及ぼす可能性があるかもしれないけれども、例えば選択肢としてオンラインやeメールも使うことができますという程度でも変更認証というふうに当たるのかどうか、仮に当たるとすると、せっかくITを使おうという意欲をそぐおそれがないだろうかということが若干、懸念されるところでございまして、このあたり、事務局の御見解を伺うということになるのかもしれないけれども、少し御検討いただくと有り難いと思えます。

以上です。

○垣内座長 ODRを実施する際に、どういう場合であれば変更認証が本当に必要なのかという点について、必ずしも必要でない場合もあるのではないかと御指摘を頂いたかと思えますけれども、事務局から何かこの点について、ありますでしょうか。

○豊澤部付 御指摘のとおり、法12条では法務省令で定める軽微な変更については届出で足りるという整理をしております、施行規則の10条3号で、知識又は能力の減少を伴わず、かつ紛争の当事者の負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないものについては、変更の認証を要しない軽微な変更として届出で足りるという整理がされているところでございます。これまで審査監督課におきましては、基本的にウェブ会議への変更については変更認証を要するという整理をしてきたところでございます。ただ、一方で、その整理自体は平成30年頃からそういった整理をしているようではございますけれども、ウェブ会議が一般的になってきたといった、世の中の変化も大きくあるところでございまして、本当に変更認証が適切なのか、法や規則の解釈として、届出で足りると読み込むことができるのかどうかということについては、検討に値する論点ではないかと考えております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

検討に値するのではないかとということですが、あるいはほかの委員の先生方で今の点についての御意見がおありでしたら、伺えればと思っておりますが、いかがでしょうか。今日の段階では特にはございませんでしょうか。

ADR機関側の負担も重いということがありますし、また、今御指摘もありましたように、2年前には想像もできなかったような形で社会一般にオンライン技術が普及しているという、

私のようなIT音痴だった人間がオンラインで授業をしたりしているというような御時世でありますので、そうした変化への対応ということも重要なことかもしれません。

それでは、その点については承りましたので、さらに御発言がないようでしたら、ほぼ時間が来ておりますけれども、よろしいでしょうか。ほかに御意見はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

そういたしましたら、本日も大変様々な角度から活発な御意見を頂戴いたしまして、今後の検討にとって非常に有益な御示唆を頂けたのではないかと思います。まだまだ御意見等、あるいはおありかとも思いますけれども、時間が来ておりますので、本日の議論についてはここまでとさせていただければと思います。

それでは、事務局から今後の日程等について御説明いただきたいと思います。お願いします。

**○渡邊参事官** 次回、第9回の会議は5月21日金曜日の午前10時から正午まで、場所は本日も同じ法務省赤れんが棟3階の第五教室を予定しております。引き続きウェブでの参加もお待ちしておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。詳細はまた追って事務局の方から御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。

**○垣内座長** どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

本日も誠にありがとうございました。委員の先生方、また御関係の皆様には、よい連休をお過ごしください。それでは、本日は以上にいたします。次回もまたよろしくお願いいたします。

—了—